

令和3年度

薩摩川内市川内まごころ文学館

年 報

薩摩川内市川内まごころ文学館

Sendai Magokoro Museum of Literature

目 次

I 事業概要

1 令和3年度 事業報告	1
2 生誕記念事業	2
3 展示	2
4 普及活動	4
5 施設利用	10

II 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況	12
2 資料修復	14
3 レプリカ製作	14
4 ピアノ調律	14
5 資料保存	14

III 管理・運営

1 管理・運営	16
2 川内まごころ文学館・川内歴史資料館指定管理者体制	17
3 川内まごころ文学館運営協議会	18
4 利用状況	19
5 決算	21

IV 条例・規則

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例	22
2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則	28
3 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則	33

*その他

1 令和3年度の歩み	35
2 職員名簿	36
3 利用案内	36
4 交通案内	37

I 事業概要

1 令和3年度 事業報告

本年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大による事業中止や延期、さらには子どもたちの入館が見込まれる夏期において、緊急事態宣言による臨時休館を余儀なくされた。年間を通して新型コロナウイルス感染対策に努めながら事業を実施した年であった。

展示では、昨年度末からの継続事業である第15回特別企画展「郷土を彩る芸術家たち」を開催。3月31日で50年以上の歴史に幕を閉じた川内文化ホールの緞帳の原画をはじめ、薩摩川内市に縁がある芸術家たちの資料を紹介し、多くの市民の関心を呼ぶこととなった。

東日本大震災から10年の節目にあわせて、「改造」掲載の関東大震災など、文学と災害を関連付けたトピック展示や、有島武と子どもたちに着目した里見弴生誕記念展示「有島家の子どもたち」も好評を博した。

教育普及活動では、第11回まごころ児童絵画展や第16回特別企画展に関連したワークショップの実施、おはなし会を開催したことにより、子どもたちの利用促進につながった。おはなし会では、隣接の川内歴史資料館の企画展「道具から見る昔の暮らし」に関連させ、両館の合同おはなし会を実施し、連携を図ることができた。新聞社からの依頼による連載「文学の小径」では、学芸員個人による新聞への寄稿ではあるが、館の顔として効果的なPR活動につながった。その他、市民団体等による企画展示室での美術展、写真展などの開催や、多目的映像ホールでの音楽イベントなど、コロナ禍であったが文化・芸術振興への寄与、施設の貸館としての利用促進が図られた。

全国的に新型コロナウイルスの変異株が増加してきており油断はできないものの、令和4年度も万全の感染対策を継続し、安心して来館してもらえるよう努めながら、各種事業に取り組んでいく必要がある。博物館の基本的機能に、資料の収集・保管、調査・研究、展示、教育普及があり、これらのどの機能も欠かすことはできない。当館は全国に誇れる資料を多数収蔵していることから、学術面での調査・研究成果を取り入れた観光面へのアプローチや生涯学習の推進を模索しながら、市民に愛される施設を目指すとともに、開館20周年を控え、老朽化による施設改修を検討するなど、北薩唯一の文学館として特色ある事業を充実・発展させていくために、更なる創意・工夫に取り組みたい。

2 生誕記念事業

里見淳生誕記念展示「有島家のこどもたち」

期 間：令和3年7月13日（火）～9月5日（日）38日間
*休館日除く

場 所：2階ホール

内 容：有島三兄弟の家族にまつわるエピソードを収蔵資料とともに紹介した。

来 場 者：94名



3 展示

(1) 第15回特別企画展「郷土を彩る芸術家たち」

期 間：令和3年3月9日（火）～5月9日（日）54日間

場 所：企画展示室 *休館日除く

内 容：川内文化ホールの緞帳「総親和と躍進(I)」デザインを手がけた山口長男（たけお）をはじめ、川内ゆかりの多彩な芸術家たちの作品など、収蔵資料を展示紹介した。

来 場 者：435名

令和2年度（3月9日～3月31日 20日間 62人）

令和3年度（4月1日～5月9日 34日間 373人）



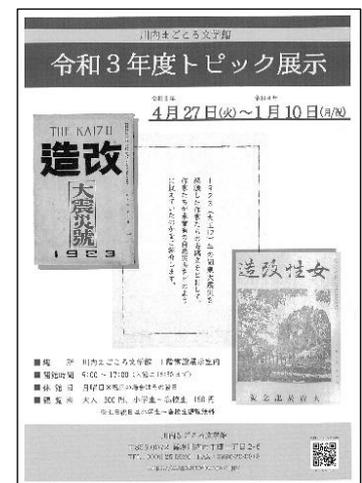
(2) トピック展示

期 間：令和3年4月27日（火）～
令和4年1月10日（月/祝） 153日間 *休館日除く

場 所：1階常設展示室

内 容：東日本大震災から10年の節目にあわせて、「改造」「女性改造」の関東大震災号などを紹介。

来 場 者：1,131名



(3) 里見淳大寒忌コーナー

期 間：令和4年1月12日（水）～
2月13日（日）29日間 *休館日除く

場 所：2階常設展示室

内 容：里見淳の命日にあわせて、「大寒忌コーナー」を設け、薩摩川内市とのゆかりを紹介。今年度は、淳旧蔵の「老子図」や父を題材にした淳の随筆などを紹介した。

（老子図に描かれている人物が父・有島武に似ていることから淳が大切にしていた。）

来 場 者：100名

(4) 第11回まごころ児童絵画展

期 間：令和3年12月11日（土）～
令和4年1月10日（月/祝）22日間 *休館日除く

場 所：企画展示室

内 容：子どもたちの自由な発想・伸びやかな表現が当館で顕彰する作家里見淳の「まごころ哲学」に適するものと考え、平成23年度から開催している。
今年度は、市内小学校26校、義務教育学校1校から出品された266点の作品を展示。

来 場 者：639名



【体験コーナー】 干支ぬり絵

期 間：令和3年12月11日（土）～
令和4年1月10日（月/祝）22日間 *休館日除く

場 所：企画展示室

内 容：令和4年の干支である寅のイラストに色を塗り、展示スペースに作品を貼った。 ☆自由参加



(5) 第16回特別企画展 「作家からの手紙Ⅱ」

期 間：令和4年3月23日（水）～
5月8日（日）42日間 *休館日除く

場 所：企画展示室

内 容：改造社関係書簡資料から文士・作家たちが山本實彦に宛てた手紙を展示。創作の舞台裏や山本實彦との関わりを紹介した。また、体験型展示として、書簡のレプリカを段ボール製の様々なデザインのポストに入れ、手に取って見られる工夫をした。

来 場 者：485名
令和3年度（3月23日～3月31日 8日間 8名）
令和4年度（4月1日～5月8日 32日間 477名）



【ワークショップ】 豆本ノート作り

期 間：令和4年3月27日（日）①10：30～12：00 ②14：00～15：30

場 所：企画展示室前コーナー

内 容：改造社が出版した「現代日本文学全集（円本）」の装丁を模した手のひらサイズのノートを作成。

参 加 者：4名



4 普及活動

(1) まごころ文芸講座

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、予定回数を変更して実施。

① 楽しく学ぶ薩摩狂句

鹿兒島弁の意味や使い方、薩摩狂句の定義・基本定型・規定などを学ぶ講座。
作句や添削指導の他に相互批評を行った。

期 間：令和3年5月～12月（全6回）（中止1回）

時 間：毎月第1土曜日（5月は第2土曜日）

10:30～12:00

講 師：福富 則義氏（川内まごころ文学館元館長）

受講者数：登録15名 延べ69名



② 名詩で味わうブンガク

明治から大正期に作られた唱歌・童謡を季節ごとにとりあげ、作者や詩について学び歌う講座。最終回には、講座生による発表会を行った。

期 間：令和3年5月～令和4年3月（全9回）

（中止6回）

時 間：毎月第2・第4土曜日 14:00～15:30

（5月は第2土曜日のみ、

3月は第3・第4土曜日）

講 師：齊藤 玲子氏（声楽家）

伴 奏：高城 真理子氏（ピアノ）

受講者数：登録11名 延べ60名



③ あいうえおから始める文字講座

ひらがなや、カタカナを基礎から学ぶ講座。文学作品の一節を用いて、文字をバランス良く書く練習や封筒の宛名書きの練習をした。

期 間：令和3年7月～令和4年3月（全5回）

（中止4回）

時 間：毎月第3金曜日 10:30～12:00

講 師：青崎 テル子氏（日本習字講師）

受講者数：登録18名 延べ53名



④ 源氏物語を読む～物語を彩る人びと～

源氏物語全54巻のうち「須磨」「明石」巻を鑑賞し、現代語訳や作品の歴史的背景などの解説を行う講座。

期 間：令和3年6月～10月（全3回）（中止2回）

時 間：毎月第4日曜日 10:30～11:30

講 師：廣尾 理世子氏

（鹿児島純心女子中学・高等学校教諭）

受講者数：登録28名 延べ60名



⑤ 優しい朗読～はじめの一步～

はじめての人でも分かりやすく、朗読に必要な基礎（発声、間、イントネーション）を学び文学作品を楽しく声に出して味わう講座。

期 間：令和3年6月～令和4年3月（全5回）

（中止4回）

時 間：毎月第4金曜日 10:30～12:00

講 師：浜本 麗歌氏（朗読家）

受講者数：登録13名 延べ50名



(2) 読み聞かせ養成講座

読み聞かせについて基礎から学び、家庭や地域での読書活動の推進を図るとともに、当館で毎年開催している「おはなし会」の読み聞かせボランティアを養成することを目的に開催。

期 間：令和4年1月～3月（全2回）

（中止3回は令和4年度に実施）

時 間：毎月第1・第3金曜日 10:00～12:00

講 師：鳥羽 啓子氏（県立図書館ボランティアグループ「さざなみ」代表）

受講者数：登録28名 延べ45名



(3) おはなし会

当館の読み聞かせボランティア、おはなしグループ「まごころ」メンバーによるおはなし会を開催。今年度は資料館の企画展「道具から見る昔の暮らし」に併せた、両館合同おはなし会も実施した。コロナウイルス感染症対策として、親子でつくる工作教室は行わず、秋のおはなし会は、まん延防止等重点措置に伴い臨時休館となり中止となった。

出 演：おはなしグループまごころ

対 象：幼児とその保護者

参加料：無料

イベント名	日 時	場 所	人数 (名)	
			参加者	ボランティア
春のおはなし会	令和3年4月29日(木/祝) 10:30~11:00	資料館 研修室	31	6
夏のおはなし会	令和3年8月8日(日) 10:30~11:00	企画展示室	18	4
秋のおはなし会	令和3年9月23日(木/祝)	*臨時休館中 中止		
両館合同おはなし会 「むかしのくらしってどん なだろう?」	令和3年11月3日(水/祝) 10:30~11:15	資料館 研修室	36	5
冬のおはなし会	令和3年12月19日(日) 10:30~11:00	資料館 研修室	21	4
合 計			19	106



(4) おはなしグループまごころ定例会 毎週第2金曜日 10:00~12:00

(5) 名作シネマ上映会

文芸名作を中心に無料で上映。毎月第3土曜日・日曜日の上映と、6回の特別上映を行った。

会 場：多目的映像ホール 上映開始時間：10:00 または 13:30

定 員：4月17日~8月7日 47名 (感染防止対策として95席(CAPA)の1/2で実施)
10月~3月 95名

	上映日	作品名	入場者数 (人)
第1回	4月17日	わが母の記	45
第2回	4月18日	小さいおうち	42
第3回 GW 特別上映	5月2日	ペット2(吹替版)	26
	5月22日	銀座の恋の物語 (延期→10/9)	延期
	5月23日	青い山脈 (延期→10/10)	延期
	6月19日・20日	人生フルーツ (延期→10/13, 14)	延期
第4回	7月17日	釣りバカ日誌9	31
第5回	7月18日	東京五輪音頭	21
第6回 夏休み特別上映	8月7日	ミニオンズ(吹替版)	40
	8月21日	母と暮らせば (延期→1/9)	延期
	8月22日	ビルマの竖琴 総集編 (延期→12/25)	延期
	9月18日	アラバマ物語 (延期→3/27)	延期
	9月19日	英国王のスピーチ (シネマトーク) →(12/12)	延期
	9月20日	いつでも夢を (延期→11/20)	延期
第7回	10月9日	銀座の恋の物語	39
第8回	10月10日	青い山脈	37
第9回	10月16日	奇跡	62
第10回	10月17日	かぞくいろーRAILWAYS わたしたちの出発ー	89
第11回	11月13日	人生フルーツ	67
第12回	11月14日		46
第13回	11月20日	いつでも夢を	31
第14回	11月21日	舟を編む	53
第15回	12月11日	あゝ声なき友	65
第16回	12月12日	英国王のスピーチ (シネマトーク)	85
第17回	12月25日	ビルマの竖琴 総集編	67
第18回 冬休み特別上映	12月26日	怪盗グルーのミニオンズ大脱走 (吹替版)	59
第19回 お正月特別上映	1月8日	男はつらいよ お帰り寅さん	38
第20回 お正月特別上映	1月9日	母と暮らせば	77
第21回 お正月特別上映	1月15日	安城家の舞踏会	26
第22回	1月16日	破れ太鼓	22
	2月5日	坊ちゃん	中止
	2月19日	幸福の黄色いハンカチ	中止
第23回	3月19日	人魚の眠る家	36
第24回	3月20日	こんな夜更けにバナナかよ 愛しき実話	35
第25回	3月27日	アラバマ物語	31
合 計			1,170

※5/22～6/20、8/21～9/20 の上映は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、延期の処置を取った

※2月の上映は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止の処置を取った。(キャンセル料なし)

(6) 令和3年度 シネマトーク

「英国王のスピーチ」

日 時：令和3年12月12日（日）10：00～12：45

場 所：多目的映像ホール

出 演：小林 潤司 氏（鹿児島国際大学教授）

内 容：上映作品の時代背景や英国王室などを解説。
解説の後に「英国王のスピーチ」を上映。

来場者数：85名



(7) チャレンジクイズ

クイズを通して、展示資料や内容への理解を深めてもらうことを目的に実施。

①夏のチャレンジクイズ

期 間：令和3年7月22日（木/祝）～8月15日（日）（※8月31日までの予定を、
8月16日より臨時休館となり期間短縮。）

参加者数：30名

②冬のチャレンジクイズ

期 間：令和3年12月18日（土）～令和4年1月10日（月/祝）

参加者数：73名

(8) 「らくらく鹿児島巡り事業」継続参画

期 間：令和3年5月1日（土）～令和3年12月26日（日）

主 催：らくらく鹿児島巡り事業事務局（受託先：東武トップツアーズ株式会社鹿児島支店）
県観光・文化スポーツ部 PR 観光課

内 容：スタンプシート設置及び利用案内、公式WEBサイトへの施設名掲載

参加者数：6名（12月1名、11月4名、10月1名）

(9) 「ミュージアム周遊パス」

期 間：令和3年8月1日（日）～令和4年1月31日（月）

主 催：九州・沖縄文化力推進会議事務局（福岡県人づくり・県民生活部文化振興課）

*取りまとめ：鹿児島県 観光・文化スポーツ部 文化振興課 文化企画係

内 容：クーポン持参者（冊子版、WEB版）は団体料金で入館の特典あり

参加者数：クーポン利用者1名

(10) 博物館実習・インターンシップ・職場体験・地域貢献体験研修

学芸員資格取得を希望する博物館実習、薩摩川内市内の中学校・高校の職場体験学習、

薩摩川内市内の各小・中学校教職員の地域貢献体験研修（パワーアップ研修、フレッシュ研修）を受け入れた。

名称	期間	実習生
職場体験学習	6月29日（火） ～7月1日（木）	東郷学園義務教育学校 8年生 3名
薩摩川内市フレッシュ研修 （初任校1年目研修）	8月3日（火）	社会教育等研修 19名
教職員地域貢献体験研修	8月6日（金）	フレッシュ研修：市立川内南中学校 教諭 1名
博物館実習	8月30日（月） ～9月12日（日）	鹿児島大学 1名 長崎国際大学 1名

(11) 刊行物

- ① 令和2年度 薩摩川内市川内まごころ文学館年報
HPダウンロード版PDF
- ② 文学館たより「文学の泉」第22号

「文学の泉」▶



(12) 出前講座

① 自主事業

当館の事業のうち、学芸員による出前講座を自主事業として実施。

日程	依頼先	テーマ	参加者数
5月14日（金）	平佐西小学校	平佐西校区の史跡（慈眼観の碑、有島武頌徳碑）※3年生の校外学習（授業）	38
11月26日（金）	亀山小学校	4年生の社会科（授業）「郷土の発展につくす」	108
12月5日（日）	可愛地区コミュニティセンター	いにしへの町歩き（案内）	172
12月15日（水）	平佐西小学校	3年生対象「薩摩川内元気塾」（授業）	158
12月18日（土）	薩摩川内郷土史研究会	有島三兄弟の父「有島武」について	21

② 講師派遣

令和4年2月24日（木）天保山中学校職業講話講師派遣／財部主任学芸員

(13) その他

① 無料開館

名 称	期 間	対 象	入館者数
ゴールデンウィーク	4月29日(木/祝)～5月5日(水/祝)	すべての入館者	199
県民の日	7月14日(水)		6
敬老の日	9月18日(土)～9月26日(日)	65歳以上 *休館中のため中止	-
教育・文化週間	11月2日(火)～11月7日(日)	すべての入館者	64
お正月	1月4日(火)～1月10日(月/祝)		313

② 臨時休館

名 称	期 間
新型コロナウイルス感染拡大防止措置	5月25日(火)～6月20日(日)
館内燻蒸 *臨時休館中	6月1日(火)
大雨警報発令に伴う休館	7月10日(金)、8月13日(金)
新型コロナウイルス感染拡大防止による県独自の緊急事態宣言。8/20からはまん延防止等重点措置適用	8月16日(日)～9月30日(木)
年末年始	12月29日(水)～1月2日(日)

③ 特別開館

令和3年8月16日(月) ※臨時休館中により中止

④ その他

- ・自主事業中止 令和4年1月27日(木)～3月6日(日) コロナまん延防止適用
- ・消防立入検査 令和4年2月9日(水)
- ・高病原性鳥インフルエンザ防止対策に伴う消毒マット設置(市畜産課)
11月22日(月)～令和4年5月13日(金)
- ・AED設置 風除室 令和3年5月1日(土)

5 施設利用

(1) 企画展示室利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数 (名)
6/21～7/12	上甕島教育課	トンボロ芸術村コンテスト25周年記念秀作展	50

10/29～10/31	佐貫公美	作品展	103
11/2～11/7	川内美術協会	第83回川内美術展	280
11/9～11/14	西薩写友会	写真展	266
11/16～11/28	上甕島教育課	第26回トンボロ芸術村コンテスト作品展	147
11/30～12/5	川内文化協会	作品展	105
2/7～2/13	県退職校長会川薩支部	作品展	178
2/14～2/20	川内水彩会	作品展	341

(2) 多目的映像ホール利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数 (名)
11/30・2/5	白川久美子	上映会「弁当の日」2回上映	94
12/14	かごしまクラシックギター協会	音楽と朗読による「雨月物語」	20
1/6	市教育委員会	文化財少年団/市文化財グループ 学習会	18

Ⅱ 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況

(1) 種別資料収集一覧表（令和3年度）

※資料受入時の点数のため、実際の収蔵点数とは合致しない場合や、資料区分等の見直しによって資料数の増減もある。

●主な収蔵作家

【里見淳関係】

里見淳、有島武郎、有島生馬、有島武、長与善郎、那須良輔 ほか

【改造社関係】

芥川龍之介、菊池寛、谷崎潤一郎、武者小路実篤、志賀直哉、小林多喜二、横光利一、井伏鱒二、林芙美子、大佛次郎、直木三十五、石坂洋次郎、堺利彦、伊藤野枝、広津和郎、瀧井孝作、火野葦平、高村光太郎、与謝野晶子、三好達治、吉井勇、高濱虚子、室生犀星、河東碧梧桐、バートランド・ラッセル ほか

※（ ）内…令和3年度追加資料数

種 別		里見淳関連	改造社 (山本実彦関係)	その他	収蔵資料実数 (合計)
特 別 資 料	原 稿	110 (9)	239 (1)	36 (0)	385 (10)
	書 簡	980 (10)	743 (0)	27 (6)	1,750 (16)
	装 丁	0 (0)	146 (0)	3 (0)	149 (0)
	書 画	185 (12)	39 (0)	40 (2)	264 (14)
	印 刷 物	170 (0)	64 (8)	73 (4)	307 (12)
	複 製	600 (2)	142 (2)	106 (0)	848 (4)
	視 聴 覚	71 (0)	43 (0)	54 (0)	168 (0)
	遺 品	321 (0)	13 (0)	61 (0)	395 (0)
	そ の 他	46 (0)	163 (0)	6 (0)	215 (0)
図 書		775 (13)	693 (35)	2,831 (135)	4,299 (183)
雑 誌		477 (1)	1,046 (10)	418 (14)	1,941 (25)
合 計		3,735 (47)	3,331 (56)	3,655 (161)	10,721 (264)

(2) 主な購入資料

作家名	種別	資料名	備考
里見弴	書画	色紙 水自竹邊流来清	1点
里見弴	書画	色紙 大道無門	1点
里見弴	書画	色紙 長寿無涯	1点
里見弴	書画	色紙 知是写也不知是実写也	1点
有島生馬	書画	色紙 寒朝扉	1点
有島生馬	書画	色紙 閉為水竹雲山主	1点
有島生馬	書画	色紙 茄子の図 (仮題)	1点

他 計 153 点

(3) 主な寄贈・寄託資料

種別	資料名	備考
図書	日本現代文学全集 103 田中千禾夫 福田恒存 木下順二 安部公房集	1冊
図書	日本現代文学全集 104 唐木順三 臼井吉見 花田清輝 寺田透 加藤周一集	1冊
図書	日本現代文学全集 105 現代名作選 (一)	1冊
図書	日本現代文学全集 106 現代名作選 (二)	1冊
図書	日本現代文学全集 107 日本文芸評論集	1冊
図書	日本現代文学全集 108 現代詩歌集	1冊
図書	日本現代文学全集 別巻 日本現代文学史 (一)	1冊
図書	日本現代文学全集 別巻 日本現代文学史 (二)	1冊
図書	改造 第34巻第1巻	1冊

他 計 111 点

2 資料修復

収蔵資料（直筆原稿）の紙質劣化を防ぐための修繕（脱酸性化处理）を実施。

実施日 令和4年1月19日（水）・20日（木）

（1）脱酸化処置対象資料

コレクション	種別	資料名	点数
K	雑誌	改造 昭和23年2月号	1冊
K	雑誌	改造 昭和23年収蔵9月号	1冊
S	原稿	里見弴「遺書」	1点

他 計 20 点

（2）中性紙保存箱製作対象資料

令和3年度 なし

3 レプリカ製作

以下の作品のレプリカ・表装を作製した。

- レプリカ
- （1）横光利一原稿「青葉の頃」
 - （2）横光利一原稿「文芸時評」
 - （3）里見弴原稿「初飛行と大震災」

計 3 点

4 ピアノ調律

寄託資料である「山本直純愛用大橋ピアノ」の調律・点検を行った。

実施日 令和3年6月7日（月）

5 資料保存

資料保存にあたっては環境の整備を重視し、昆虫相調査・防虫処理を実施した。

（1）昆虫相調査

館内全域の昆虫相を把握することにより、的確な防除管理方策を整えるための指針を得ることを目的として、昆虫相調査を委託し実施した。

作業工程 1回目 令和3年5月10日 各トラップ設置、同年5月31日回収
2回目 令和3年11月15日 各トラップ設置、同年12月6日回収

調査範囲 館内全域

調査方法 館内各所に設置した2種類のトラップ（歩行性昆虫類捕獲用インジケータ

ー・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ)によるモニタリング。

結 果 大部分が外部侵入性の飛翔性昆虫類で、文化財加害種の捕獲数はほぼ問題のない状況であった。

考 察 例年同様に文化財害虫は少なかった。文化財害虫の捕獲場所は、里見淳の住居を再現したエリアに多かった。縁側の下などの死角となっている場所の日常的な清掃や整理整頓によって、資料保存・保管に適した環境づくりをこころがけたい。

(2) 空気環境調査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を委託し実施した。

実 施 日 1回目：令和3年5月10日

2回目：令和3年11月15日

調査方法 真菌類採取用「ペタンチェック 25」を用い、館内20の地点において落下菌を採取。

採取方法 落下法 20分曝露

結 果 館内20ポイントで検査を実地した。全体的に良好な数値レベルではあったが、今回は、玄関付近や事務所付近など、人の出入りの多い場所での数値が例年より高くなっていた。床に直置きしているエリアでの数値の上昇がみられるため、日常的な点検や整理整頓を心がけて環境維持につとめたい。

(3) 防虫処理

①全館燻蒸

保存資料及び館内の虫害予防を目的として、SD剤（エコミュアーFTドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤）による防虫処理を実施した。安全・効果両面の必要性から定期的に炭酸ガス濃度測定を行いながら燻蒸作業を行った。

作業工程 令和3年5月31日（月） 資材搬入、燻蒸区域目張り、養生作業

令和3年6月1日（火） 各種機材・教師虫配置および各部最終確認、SD剤投役（燻蒸開始）、館内開放（燻蒸終了）、効果判定、撤収

②防虫剤設置

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び収蔵庫内の各資料周辺など、より細かな部分に対して防虫剤を配置することにより、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミュアーFTプレートによる防虫施工を行った。

実施場所 川内まごころ文学館 主要区域

1F：企画展示室、書庫、収蔵庫1、収蔵庫2、展示室、図書コーナー、休憩コーナー

2F：展示室

施工日時 令和3年9月21日（火）

使用薬剤 エコミュアーFTプレート

（ピレスロイド系防虫蒸散プレート：プロフルトリン）

Ⅲ 管理・運営

1 管理・運営

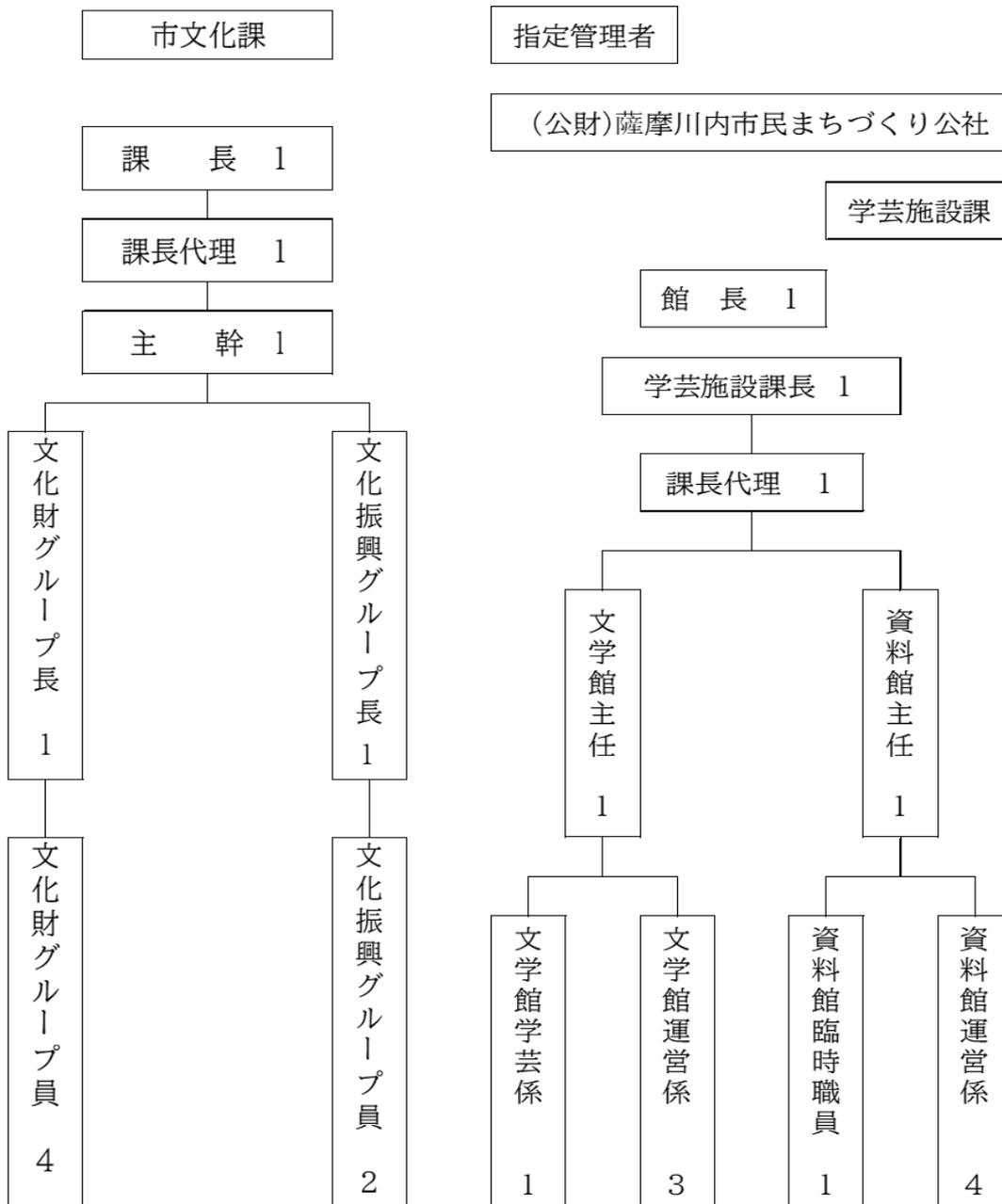
平成 16 年 4 月 1 日から、指定管理者制度により、市教育委員会文化課から館の管理・運営を（公財）薩摩川内市民まちづくり公社が委託されている。

（指定管理者制度については、P21～22 薩摩川内市川内まごころ文学館条例第 4～10 条参照）

本年度は以下の修繕を行った。

- ・ 企画展示室系統室外機電動ファン取替修繕
- ・ 消防補給水槽蓋取付工事
- ・ 1・2 階展示室系統空調機冷媒入替修繕
- ・ 1・2 階展示室系統空調機修繕
- ・ 外壁タイル修繕工事
- ・ 看板修繕
- ・ 案内看板修繕

2 川内まごころ文学館・川内歴史資料館指定管理者体制



(市の業務)

- ・ 事業の基本方針、計画策定
- ・ 予算案作成
- ・ 対外折衝全般
- ・ 重要資料受入
- ・ その他館業務

(指定管理者)

- ・ 施設の管理全般
- ・ 施設の入館受付、案内
- ・ 入館料管理、市への納入処理
- ・ 市の方針、計画に基づく企画書策定、実施
(特別展・学芸員実習・調査依頼対応等)
- ・ 調査、研究
- ・ その他市から依頼を受けた館業務

(令和4年3月31日現在)

3 川内まごころ文学館運営協議会

川内まごころ文学館運営協議会は、川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第104号）第27条「川内まごころ文学館の運営に関する事項を審議するため」に基づき設置された。定数は7名以内で任期は2年である。

運営協議会名簿

（任期 令和2年6月1日～令和4年5月31日）

選出区分	氏名	役職名
市内の小・中学校の代表者	池田 浩	薩摩川内市立平佐西小学校長
専門的知識及び技能を有する者	淵脇 護	公益社団法人俳人協会評議員
	川畑 清美	川内美術協会会長
学識経験者	古閑 章	鹿児島純心女子大学教授
	三島 盛武	鹿児島純心女子短期大学名誉教授
	小林 潤司	鹿児島国際大学教授
上記に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者	内野 久子	社会福祉法人高城保育園長

第1回協議会

日 時 令和3年12月23日（木） 14:00～

- 議事内容
- ・令和2年度・令和3年度事業報告について
 - ・令和4年度事業計画について

4 利用状況

(1) 入館状況表（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

月	文学館のみ						資料館共通						入館料免除	入館料無料				合計				開館日数	平均 （人）	前入 年館 対比								
	個人			団体			個人			団体				共通 パスポート 使用者	一般	小中高	合計	一般	小中高	合計	一般				小中高	合計	一般	小中高	合計			
	一般	小中高	パスポート	合計	一般	小中高	パスポート	合計	一般	小中高	パスポート	合計																		一般	小中高	パスポート
4	13	0	0	13	0	0	0	24	25	0	0	49	0	0	0	0	5	0	17	149	166	117	4	20	141	201	153	20	374	26	14	584.4%
5	7	0	0	7	0	0	24	17	7	0	0	24	0	0	0	1	0	93	30	123	43	54	12	109	168	84	12	264	20	13	244.4%	
6	2	0	0	2	0	0	23	4	19	0	0	23	0	0	0	2	0	0	0	1	1	66	0	0	66	93	1	0	94	8	12	188.0%
7	13	0	2	15	0	0	35	23	8	4	0	35	0	0	0	3	0	11	8	19	136	0	6	142	194	14	6	214	26	8	36.0%	
8	4	0	0	4	0	0	15	14	0	1	0	15	0	0	0	0	0	2	13	15	75	37	19	131	95	51	19	165	12	14	53.1%	
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
10	5	0	0	5	0	0	22	16	5	1	0	22	0	0	0	1	0	8	43	51	405	6	4	415	440	50	4	494	27	18	109.8%	
11	2	0	0	2	0	0	20	10	10	0	0	20	0	0	0	2	0	79	267	346	985	159	39	1,183	1,088	426	39	1,553	25	62	106.2%	
12	6	0	0	6	0	0	22	19	3	0	0	22	0	0	0	0	0	2	32	34	898	382	41	1,321	928	414	41	1,383	24	58	191.3%	
1	3	0	0	3	0	0	16	12	4	0	0	16	0	0	0	0	0	0	3	3	336	58	15	409	357	61	15	433	24	18	94.5%	
2	1	1	0	2	0	0	17	15	2	0	0	17	0	0	0	3	0	4	62	66	525	5	3	533	551	67	3	621	24	26	72.4%	
3	4	0	0	4	0	0	23	17	3	3	0	23	0	0	1	0	2	5	7	191	0	1	192	220	8	1	229	27	8	121.2%		
計	60	1	2	63	0	0	266	171	86	9	0	266	0	0	3	0	19	0	218	613	831	3,777	705	160	4,642	4,335	1,329	160	5,824	243	24	105.7%

(2) 年度別入館状況表

年度	文学館のみ						資料館共通						文学館のみ						共通						入館料免除			入館料無料			合計			開館日数	一日平均						
	個人			団体			個人			団体			個人			団体			個人			団体			個人			団体			一般	小中高	小計			一般	小中高	小計	一般	小中高	小計
	一般	小中高	小計	一般	小中高	小計	バスポート	小中高	小計	バスポート	小中高	小計	一般	小中高	小計	バスポート	小中高	小計	バスポート	小中高	小計	一般	小中高	小計	バスポート	小中高	小計	一般	小中高	小計											
15	1,326	131	1,457	356	0	356	773	56	829	148	0	148	72	0	72	0	72	0	72	0	72	898	246	1,144	66	66	66	66	433	66	4,000	52	77								
16	1,893	98	1,991	1,035	114	1,149	1,893	151	2,044	971	297	1,268	155	2	157	2	155	2	157	2	157	4,741	1,550	6,291	238	238	2,210	238	12,981	314	41										
17	692	71	763	951	51	1,002	842	107	949	437	196	633	97	0	97	0	97	0	97	0	97	5,769	1,484	7,253	229	229	1,909	229	10,829	312	35										
18	533	8	580	295	11	306	738	97	936	1,669	312	1,981	97	2	99	2	97	2	99	2	99	916	577	1,493	150	150	1,588	150	10,378	312	33										
19	536	8	590	319	37	356	716	89	991	282	158	440	110	11	121	11	110	11	121	11	121	790	520	1,310	236	236	1,255	236	10,522	311	34										
20	368	4	431	166	0	166	660	98	868	256	0	256	98	4	102	4	98	4	102	4	102	617	885	1,502	224	224	1,530	224	10,742	315	34										
21	408	2	449	199	54	253	593	71	778	311	54	365	71	7	78	7	71	7	78	7	78	524	273	797	2,981	2,981	3,517	1,392	15,529	310	50										
22	217	3	241	98	13	111	449	68	594	137	60	197	68	6	74	6	68	6	74	6	74	327	532	859	714	714	1,724	714	11,378	311	37										
23	267	4	278	25	0	25	486	71	612	215	69	284	71	3	74	3	71	3	74	3	74	744	286	1,030	370	370	1,162	370	9,485	313	30										
24	177	0	177	0	0	177	400	222	703	224	15	239	222	4	226	4	222	4	226	4	226	582	359	941	562	562	1,031	359	9,910	312	32										
25	181	2	200	64	0	64	496	155	722	169	0	169	155	1	156	1	155	1	156	1	156	711	373	1,084	569	569	1,406	569	11,032	311	35										
26	239	3	265	0	0	265	430	182	670	123	0	123	182	0	182	0	182	0	182	0	182	680	275	955	539	539	1,244	539	11,156	308	36										
27	188	0	188	0	0	188	280	130	426	85	53	138	130	0	130	0	130	0	130	0	130	1,190	530	1,720	341	341	1,070	341	10,890	308	35										
28	277	0	277	0	0	277	376	144	547	46	0	46	144	0	144	0	144	0	144	0	144	678	316	994	464	464	1,224	464	11,576	307	38										
29	230	1	243	0	0	243	259	128	402	76	0	76	128	0	128	0	128	0	128	0	128	486	230	716	437	437	708	437	9,223	308	30										
30	130	1	144	0	0	144	310	137	475	134	0	134	137	2	139	2	137	2	139	2	139	517	597	1,114	888	888	1,528	888	10,212	309	33										
31	105	0	105	0	0	105	306	120	451	27	82	109	120	3	123	3	120	3	123	3	123	520	375	895	421	421	1,078	421	8,568	309	28										
令和2	134	3	143	0	0	143	229	90	340	0	0	340	90	1	91	1	90	1	91	1	91	267	827	1,094	168	168	1,556	168	5,512	291	19										
令和3	60	1	63	0	0	63	171	86	266	0	0	266	86	3	89	3	86	3	89	3	89	218	613	831	160	160	1,329	160	5,824	243	24										
合計	7,901	39	8,619	3,508	280	3,788	10,236	1,892	13,803	5,310	1,296	6,606	43	6	49	6	43	6	49	6	49	20,957	10,235	32,023	7,328	7,328	27,502	7,488	189,747	5,556	34										

5 決算

(1) 歳入

- ①入館料 166,500 円
- ②企画展示室・多目的映像ホール使用料 97,715 円
- ③図録等収入 22,200 円

計 286,415 円

(2) 歳出

(単位：円)

科目	予算額	執行額	予算残額
報償費	660,000	660,000	0
諸謝金	410,000	256,050	153,950
旅費交通費	337,000	79,050	257,950
消耗品費	2,707,000	2,706,590	410
消耗什器備品費	500,000	381,480	118,520
印刷製本費	755,000	633,864	121,136
燃料費	50,000	37,341	12,659
光熱水費	3,605,000	3,211,303	393,697
通信運搬費	491,000	355,796	135,204
保険料	283,000	278,220	4,780
委託費	8,938,000	8,859,024	78,976
修繕委託費	1,514,000	1,511,950	2,050
賃借料	2,281,000	2,249,187	31,813
負担金	108,000	108,000	0
租税公課	6,000	3,800	2,200
会議費	1,000	986	14
広報費	0	0	0
著作権料	70,000	0	70,000
報償費	76,000	68,639	7,361
雑費	44,000	27,749	16,251
合計	22,836,000	21,429,029	1,406,971

IV 条例・規則

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例

平成 16 年 10 月 12 日

条例第 104 号

(設置)

第 1 条 市にゆかりのある文学者の作品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示するとともに、その調査研究及び文学に関する知識の普及活動を行うことにより、市における文学及び文化の振興に資するため、薩摩川内市川内まごころ文学館(以下「文学館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
薩摩川内市川内まごころ文学館	薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号

(事業)

第 3 条 文学館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 文学資料等の収集、保管及び展示
- (2) 文学資料等に関する調査及び研究
- (3) 文学に関する講座、講演会等の開催
- (4) 文学に関する活動又は文化的催しに係る文学館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 文学館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う文学館の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 文学館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 第 14 条第 1 項に規定する入館料及び第 18 条第 1 項に規定する使用料の収受並びに第 19 条ただし書に規定する使用料の還付に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 第 4 条の規定による指定を受けようとするものは、文学館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が文学館の利用者の平等な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が文学館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 文学館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 入館料及び使用料等の収入実績
- (3) 文学館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による文学館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、文学館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第11条 文学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、多目的映像ホールの開場時間は、午後9時30分までとする。

3 薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前2項の開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 文学館の休館日は、月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

2 教育委員会は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館の許可)

第13条 文学館の文学資料等を観覧するため、文学館に入館しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(入館料)

第14条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、別表第1に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(使用の許可等)

第15条 文学に関する活動又は文化的催しのため、施設等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 教育委員会は、使用許可をするに当たり、文学館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第16条 教育委員会は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 文学資料等又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上支障があるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第17条 文学館の使用許可を受けた者は、当該使用許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第18条 第15条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、後納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の不還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部の額を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 使用者が、使用の日の5日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第20条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は施設等の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 第16条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が文学館の管理運営上又は公益上必要があると認めるとき。
- 2 前項に基づく処分によって、入館者又は使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(特別の設備等)

第 21 条 使用者は、文学館の使用に当たって、特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備等を施させることができる。

(原状回復の義務)

第 22 条 使用者は、その使用を終わったとき又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに施設等その他の物件を原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(入館の制限)

第 23 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、文学館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物(身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者
- (3) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(立入検査及び指示)

第 24 条 使用者は、教育委員会又はその指示を受けた者が、文学館の管理運営のために行う立入検査又は必要な指示に対しては、これを拒むことはできない。

(損害賠償)

第 25 条 文学館の施設等、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又は教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 26 条 指定管理者は、文学館の管理に関して知り得た個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(以下この条において「個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会の設置等)

第 27 条 教育委員会の諮問に応じ、文学館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

第 28 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、7 人以内とする。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(罰則)

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 文学館の施設等、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者

(2) 第 13 条又は第 15 条に規定する許可を受けずに文学館に入館し、又は文学館を使用した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例(平成 15 年川内市条例第 40 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 87 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 18 条第 2 項及び別表第 2 の規定は、平成 19 年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日条例第 40 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 21 日条例第 68 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第14条関係)

区分		入館料		
		個人	団体(20人以上)	年間入館券
常設展示	大人	1人1回につき300円	1人1回につき240円	1人1年間につき600円
	小・中・高校生 (義務教育学校に就学している者を含む。以下同じ。)	1人1回につき150円	1人1回につき120円	1人1年間につき300円
特別展示		1人1回につき2,000円以内で教育委員会が定める額		

備考

- 「常設展示」とは、文学館が平常的に常設展示室で行う文学資料等の展示をいい、「特別展示」とは、文学館が特別に企画展示室又は多目的映像ホールで行う文学資料等の展示等をいう。
- 常設展示において、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号)に規定する薩摩川内市川内歴史資料館の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあつては240円、個人の小・中・高校生にあつては120円、団体の大人にあつては190円、団体の小・中・高校生にあつては100円、年間入館券の大人にあつては550円、年間入館券の小・中・高校生にあつては250円とする。
- 未就学児は、無料とする。

別表第2(第18条関係)

1 施設使用料

区分		午前	午後	1日	夜間	冷暖房 (1時間 当たり)
企画 展示 室	使用者が入場料等を徴収しない場合	円 2,850	円 2,880	円 4,400	円 —	円 300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	—	300
映多 像目 的 ホ ー ル	使用者が入場料等を徴収しない場合	2,850	2,880	4,400	2,880	300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	4,000	300

備考 「午前」とは午前9時から午後零時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「1日」とは午前9時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時30分までの時間をそれぞれいう。

2 設備使用料

区分	1回につき
映写機	500円
プロジェクター	500円

備考 「1回につき」とは、前項の表の「午前」、「午後」及び「夜間」の区分に応じ、それぞれを1回として算出した回数をいう。

2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則

平成 16 年 10 月 12 日
教育委員会規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号。以下「条例」という。）第 29 条の規定に基づき、薩摩川内市川内まごころ文学館（以下「文学館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文学館の業務)

第 2 条 文学館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 文学館の運営計画及び管理に関すること。
- (2) 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会に関すること。
- (3) 資料等の収集、整理及び保存並びに展示に関すること。
- (4) 資料等の調査及び研究に関すること。
- (5) 文学館の入館許可及び入館料の徴収に関すること。
- (6) 文学館の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- (7) 文学館の施設及び設備の管理に関すること。
- (8) 文学館に係る広報及び教育普及に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、文学館に関すること。

(入館券)

第 3 条 薩摩川内市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、条例第 13 条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第 4 条 文学館を利用する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。

- (1) 企画展示室等における市民による展示等の観覧
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が認める場合

(入館料の免除)

第 5 条 条例第 14 条第 2 項の規定により入館料を免除する場合の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1 級から 4 級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあつては、付添人 1 人を含む。）がその身分を証する書面を提示して入館するとき。
- (2) 教育課程に基づく学習活動として入館する市内の小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並びに引率者
- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に入館する小学校の児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずるものとして、教育委員会が認める者。

- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 前項第1号及び第3号の場合並びに同項第4号に該当する者のうち教育委員会が特に認める者を除き、入館料の免除を受けようとする者は、教育委員会に文学館入館料免除申請書(様式第1号)を提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、文学館入館料免除承認通知書(様式第2号)により通知する。

(入館者の制限)

第6条 教育委員会は、文学館を利用しようとする者又は利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 館内の風紀を乱し、又は静粛を害するおそれがある者
- (2) 感染症の疾病にかかっていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文学館の管理上支障があると認められる者

(館内の秩序維持)

第7条 利用者は、館内において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく展示物に手を触れないこと。
- (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと
- (3) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
- (5) 館内を汚さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(使用許可等の申請)

第8条 条例第15条の規定により文学館の施設等の使用許可を受けようとする者は、その使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3箇月前から5日前までの間に、文学館使用許可申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第21条の規定により特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を搬入し、若しくは使用しようとする者は、前項の申請書に使用する器具の配置図その他必要な書類を添付して提出しなければならない。

(使用の許可)

第9条 教育委員会は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを許可し、文学館使用許可書(様式第4号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

2 文学館の使用の許可は、申請書の提出の順とする。ただし、教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に際し、許可書を携帯してなければならない。

(使用許可事項の変更等)

第10条 使用者は、その使用の許可を受けた事項を変更し、又はその使用を取り消そうとするときは、使用日の前日までに教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の納入等)

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、直ちに条例第18条第1項の規定による使用料を納入しなければならない。

2 条例第 18 条第 1 項ただし書の規定により使用料を後納できるものは、国、地方公共団体その他公共団体

又は公共的団体とする。

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 18 条第 2 項の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。

(1) 市又は市の機関が主催する行事等に使用するとき。使用料を免除

(2) 市又は市の機関と共催して行う行事等に使用するとき（使用者が入場料その他これに類するものを

徴収しない場合に限る。）。使用料(冷暖房に係る使用料を除く。以下この条において同じ。)を免除

(3) 公共的団体が公益上必要と認める事業に使用するとき(使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。)。使用料を免除

(4) 市又は市の機関が後援して行う行事等に使用するとき(使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。)。使用料の 5 割の額を減額

(使用料の還付)

第 13 条 条例第 19 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、文学館使用料還付申請書(様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用後の点検)

第 14 条 使用者は、条例第 22 条第 1 項の規定により文学館の施設等その他の物件を原状に復したときは、係員の点検を受け、これを引き継がなければならない。

(販売行為等の禁止)

第 15 条 文学館の建物及び敷地内において、教育委員会の許可なく売店を設置し、又は販売行為等をしてはならない。

(施設、設備等の損傷等の届出)

第 16 条 利用者は、文学館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに文学館損傷等届(様式第 6 号)により教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 条例第 25 条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。

2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、教育委員会が指定するものをもって賠償することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第 18 条 条例第 6 条の規定による申請は、文学館指定管理者指定申請書(様式第 7 号)により行うものとする。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款又はこれに類するもの

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 文学館の管理に関する業務の収支予算書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(指定通知書の交付)

第 19 条 市長は、条例第 7 条の規定により指定管理者を指定した場合は、文学館指定管理者指定通知書(様式第 8 号)を交付するものとする。

(資料等の寄贈又は寄託)

第 20 条 教育委員会は、文学館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められる資料等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ教育委員会にその旨申し出るものとする。この場合において、資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申出書(様式第 9 号)を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書(様式第 10 号)を、資料等を寄託した者に寄託資料預り証(様式第 11 号)を交付する。

(寄託資料等の管理)

第 21 条 寄託された資料等の管理は、文学館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

(寄託資料等の返還)

第 22 条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は文学館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

(経費の負担)

第 23 条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(資料等の館内閲覧)

第 24 条 文学館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

2 前項の閲覧をしようとする者は、文学館資料等閲覧承認申請書(様式第 12 号)により教育委員会の承認を受けなければならない。

(撮影等の制限等)

第 25 条 文学館の資料等の撮影、模写、模造等(以下この条において「撮影等」という。)をしてはならない。ただし、学術研究等のため、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

(貸出し禁止)

第 26 条 文学館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

(その他)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、文学館の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館管理運営規則(平成15年川内市教育委員会規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年5月19日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月24日教委規則第8号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年6月29日教委規則第9号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

- (2) 第1条、第5条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第7条、第9条中薩摩川内市児童生徒の出席停止の手続等に関する規則第1条及び様式第2号の改正規定、第11条、第13条中薩摩川内市立学校職員の私有車の公務私用の承認等に関する規則第2条第1号の改正規定(「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める部分に限る。)、第14条、第15条中薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則第7条第1項第2号の改正規定、第16条、第18条、第19条中薩摩川内市川内文化ホール条例施行規則第9条第1項第3号イの改正規定、第20条中薩摩川内市入来文化ホール条例施行規則第8条第1項第4号の改正規定、第21条中薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則第5条第1項第2号の改正規定、第22条、第27条、第28条中薩摩川内市招致外国青年任用規則第3条第1号、同条第2号及び同条第3号並びに第6条第4項の改正規定、第29条、第31条中薩摩川内市学校運営協議会規則第1条の改正規定並びに第32条の規定 平成31年4月1日

3 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則

平成 16 年 10 月 12 日
教育委員会規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号)第 27 条に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員構成)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 市内の小・中学校の代表者
- (2) 文学、芸術等に関し、専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見陳述)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、薩摩川内市川内まごころ文学館において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 1 条、第 5 条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第 7 条、第 9 条中薩摩川内市児童生徒の出席停止の手續等に関する規則第 1 条及び様式第 2 号の改正規定、第 11 条、第 13 条中薩摩川内市立学校職員の私有車の公務私用の承認等に関する規則第 2 条第 1 号の改正規定(「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める部分に限る。)、第 14 条、第 15 条中薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則第 7 条第 1 項第 2 号の改正規定、第 16 条、第 18 条、第 19 条中薩摩川内市川内文化ホール条例施行規則第 9 条第 1 項第 3 号イの改正規定、第 20 条中薩摩川内市入来文化ホール条例施行規則第 8 条第 1

項第 4 号の改正規定、第 21 条中薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則第 5 条第 1 項第 2 号の改正規定、第 22 条、第 27 条、第 28 条中薩摩川内市招致外国青年任用規則第 3 条第 1 号、同条第 2 号及び同条第 3 号並びに第 6 条第 4 項の改正規定、第 29 条、第 31 条中薩摩川内市学校運営協議会規則第 1 条の改正規定並びに第 32 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日

* その他

1 令和3年度の歩み

(企画展示室、(多)多目的映像ホール、(研)研修室を使用。 ※その他、他団体等による施設使用有り (P10 参照))

月 日	事業内容等	月 日	事業内容等
令和3年		8月16日	特別開館 *臨時休館中
3月9日	第15回特別企画展「郷土を彩る芸術家たち」(～5月9日)(企)	16日	臨時休館(～9月30日)新型コロナウイルス感染拡大 県独自の緊急事態宣言・まん延防止措置。
4月17日	名作シネマ上映会(多) ※年間を通して定期的に実施 →新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期または中止の回もあり。	9月18日	敬老の日 65歳以上無料開館(～9/26) (*臨時休館中 中止)
27日	トピック展示「改造社関係」(～1月10日)	23日	秋のおはなし会(臨時休館中 中止)
29日	ゴールデンウィーク無料開館(4月29日～5月5日)	11月2日	教育・文化週間無料開館(～11月7日)
29日	春のおはなし会(研)	3日	両館合同おはなし会「むかしのくらしってどうだろう？」(研)
5月1日	「かごしまらくめぐり」参画 5/1～12/26	12月11日	第11回まごころ児童絵画展(～令和4年1月10日) *体験コーナー干支めり絵
2日	まごころ文芸講座開始(企・多・研) ※年間を通して5講座を定期的に実施 →新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開講を変更中止して実施	12日	シネマトーク 映画「英国王のスピーチ」(多)
2日	ゴールデンウィーク特別上映「ペット2」	18日	冬のチャレンジクイズ(～1月10日)
25日	臨時休館(～6月20日)新型コロナウイルス感染拡大防止措置。	19日	冬のおはなし会(研)
6月1日	館内燻蒸 *臨時休館中	26日	冬休み特別上映「怪盗グルーのミニオンズ大脱走」(多)
7月10日	臨時休館(大雨警報発令)	29日	年末年始臨時休館(～1月2日)
13日	里見弴生誕記念展示「有島家のこどもたち」(～8月15日)	令和4年	
14日	県民の日無料開館	1月4日	お正月無料開館(～1月10日) お正月特別上映 「男はつらいよお帰り寅さん」(1/8) 「母と暮せば」(1/9) 「安城家の舞踏会」(1/15)
22日	夏のチャレンジクイズ(～8月15日)	12日	里見弴大寒忌コーナー(～2月13日)
8/1～1/21	ミュージアム周遊パス	21日	読み聞かせ養成講座(～3月18日) →新型コロナウイルス感染まん延防止措置のため全5回中、3回中止
8月7日	夏休み特別上映「ミニオンズ」(多)	3月23日	第16回特別展示「作家からの手紙Ⅱ」(～5月8日)(企)
8日	夏のおはなし会(企)	27日	ワークショップ「豆本ノート作り」
13日	臨時休館(大雨警報発令)		

2 職員名簿

指定管理者 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係	氏 名	
学芸施設課長	岩元 信一	
館 長	徳丸 幸男	
課長代理	吉本 明弘	
主任・学芸係	財部 智美	
学 芸 係	立野 いづみ	
運営係リーダー	下宇宿 朋子	
運営係	有村 崇伸	福田 雅弘（令和3年6月から）

3 利用案内

■ 入館のご案内 ■

開館時間／9:00～17:00（入館は16:30まで）

休館日／毎週月曜日（休日・祝日の場合はその翌日）

駐車場／約40台（隣接する川内歴史資料館と共通）

入館料

大 人	小・中・高校生
300円（240円）	150円（120円）

※（ ）は20人以上の団体

川内歴史資料館との共通入館券

大 人	小・中・高校生
400円（320円）	200円（160円）

※（ ）は20人以上の団体

年間入館券（年間パスポート） ※1年間有効

大 人	小・中・高校生
600円（900円）	300円（400円）

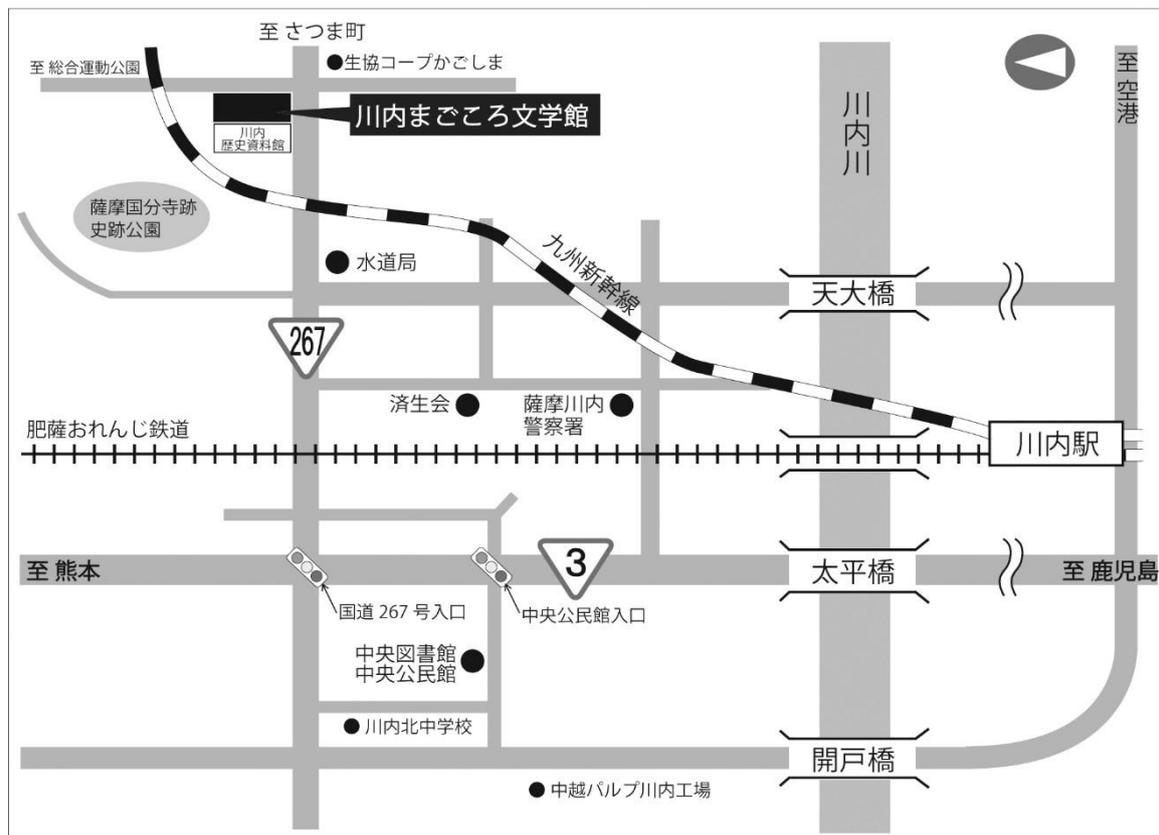
※（ ）は川内歴史資料館との年間共通入館券

※未就学児は入館無料

※土日祝日に限り、小・中・高校生は入館無料

4 交通案内

- 九州新幹線でJ R博多駅からJ R川内駅下車（最短約1時間10分）
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車（約1時間20分）
- J R川内駅から車で約7分（くるくるバスご利用の方は「歴史資料館前」下車）



発行日 令和4年10月
発行 薩摩川内市川内まごころ文学館
〒895-0072
鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目2-6
TEL : 0996-25-5580 FAX : 0996-20-0818
ホームページ : <https://magokoro-bungaku.jp/>
eメール : magokoro@po4.synapse.ne.jp

